

議案第 4 0 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年 1 2 月三宅町条例第 1 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 3 日提出
三 宅 町 長 森 田 浩 司

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月三宅町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び第2項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に、「養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同条第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月三宅町条例第16号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現行
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 町長任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある次に掲げる職員が規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が同条第2号に規定する養子縁組里親その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 （1）・（2）略	（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 町長任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある次に掲げる職員が規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 （1）・（2）略

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中、「小学校就学の始期に達するまでの子のある次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4 _____ に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が同条第2号に規定する養子縁組里親 _____ その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中、「小学校就学の始期に達するまでの子のある次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4 第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者 _____ その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。